審 査 基 準

令和7年7月17日作成

法 令 名	道路交通法
根拠条項	第105条の2第4項
処分の概要	運転経歴情報の記録
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消 し)、第105条(免許の失効)、第105条の2第1項及び第3項 (運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録) 道路交通法施行令第39条の2の5(運転経歴証明書の交付 等)、第39条の2の6(運転経歴証明書の交付等) 道路交通法施行規則第30条の8(運転経歴証明書の交付等の 申請の手続)、第30条の14(運転経歴情報の記録等)
審査基準	
標準処理期間	14日
申 請 先	申請書は、東部、中部若しくは西部の各地区運転免許センター又は警察署の担当窓口に提出してください(警察署の担当窓口については、本人による申請に限る。)。
問い合わせ先	鳥取県警察本部交通部運転免許課
備考	